

## 秋田県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和4年8月2日

秋田県公安委員会

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
132	株式会社 ジェイビー 代表取締役 富山 一郎 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	Pフィーバークイーン RUSH-Y	第1P1857号
133	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	ぱちんこ	Pストライクウィッチ ーズ2HBC	第1P1787号
134	株式会社ゼクロスクリエイティブ 代表取締役 甲斐 康伸 埼玉県北足立郡伊奈町西小針六丁目90番地	回胴式	Sダンまち外伝XR	第2S0791号